

食品表示制度の抜本改正を求める意見書

日本は、カロリーベース自給率が 40%前後にまで落ち込み、いのちの糧である食料を他国からの輸入に過度に依存している。日本の食卓に大量かつ安価に流入する外国産の食品と原料は、一般的にトレーサビリティ（産地、生産方法とその履歴など）の確認が難しく、そのほとんどの情報は消費者に対して明らかにされていない。こうした背景のもと、農産物の残留農薬事故や、加工食品の毒物混入事件、産地偽装事件など、食の安全・安心を揺るがす事故・事件が後を絶たない。多くの消費者が加工食品のトレーサビリティの確立とそれに基づく原料原産地の表示を願っている。

また、遺伝子組み換え作物、食品に対し、多くの消費者が安全性に不安を抱いている。しかし 2001 年の表示制度の導入以来、遺伝子組み換え由来の輸入原料から製造される多くの加工食品が義務表示の対象外とされているため、「食べたくない」と考えている消費者も知らずに食べ続けている。

さらに、クローン家畜由来食品の安全性について、食品安全委員会は死産及び肥育期の病死の異常な多発とその影響について、何ら解明しないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきた。また受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めているが、多くの消費者はその安全性に不安を抱き、クローン由来食品を食べたくないと考えている。

今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。

よって、稲城市議会は消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現を目指し、以下の事項について食品表示制度の抜本改正を国に求める。

- 1.加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2.全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3.クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 26 日

稲城市議会議長 川島 やすゆき